

以下の下線部分が改定箇所となります。

改定後	改定前
<p>第2条（カードの貸与・有効期限） （略）</p> <p>(5) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとし、 <u>ただし、当社の提携会社との提携関係の解消またはサービス提供に必要となる重要なシステム変更等により、会員へのサービス提供が困難となった場合には、当社は、本人会員に対しあらかじめ通知のうえ、会員資格を取消できるものとし、</u></p>	<p>第2条（カードの貸与・有効期限） （略）</p> <p>(5) カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードに表示した月の末日までとします。当社が引き続き会員として適当と認める場合は会員毎に定められた時期に更新するものとし、</p>